

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内商店街内にある空き店舗を活用して店舗を開設する者に対し、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、商店街の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 東大阪市内の商店街組織の定款又は会則に定めがある地区に所在し、商業活動を休止してからおおむね3ヶ月を経過し、通りに面した1階部分に位置している店舗物件とする。ただし、大規模小売店舗立地法に規定される大型商業施設やショッピングセンター、小売市場並びに当該施設内のテナント物件は除く。
- (2) 事業者 既に事業を営んでいる個人及び法人
- (3) 個人創業 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始する場合
- (4) 商店街 商店街振興組合、事業共同組合等において組織される法人格を持った商店街組織及び法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行なうことができる者

(対象者)

第3条 この要綱の補助金の交付を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している事業者
 - (2) 空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している個人創業者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という)は対象外とする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(対象者の要件)

第4条 補助金交付の対象者の要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表第1に規定する業種であること。
 - (2) 金融機関から事業資金に係る融資を受けていること。ただし、第3条第1項第1号の対象者について、東大阪市または東大阪商工会議所による経営相談を受けた場合は、この限りでない。
 - (3) 市税の滞納をしていない者
 - (4) 開業した事業が週5日以上かつ1日6時間以上の営業がなされていること。
 - (5) 開業等に必要な資格等を有していること。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する業種でないこと。
 - (7) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがない業種であること。
 - (8) 犯罪等の違法な行為を手段としていないこと。
 - (9) その他事業の目的に照らして適当と認められる事業であること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。
- (1) 事業者及び個人創業者と店舗を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にあるとき。法人にあつては、代表取締役若しくは法人の役員と店舗を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にあるとき。
 - (2) この要綱に定める補助金の利用実績がある者若しくは国等の他の補助制度を利用して開業した者

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助対象経費)

第5条 対象事業の補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、店舗の開設に係る改装費とする。ただし、店舗の附属設備とならない備品、消耗品等の購入経費は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1又は80万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(事前届出)

第7条 補助金の交付申請を行う予定の者(以下「事前届出者」という。)は、改装工事着手の日の前日までに東大阪市空き店舗活用促進事業補助金事前届出書(以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、事前届出者が個人の場合は、届出書(様式第1-1)、法人の場合は、届出書(様式第1-2)及び役員等名簿(様式第1-3)を提出するものとする。

2 市長は、事前届出者の事前届出にあたり、必要に応じて調査等を行い、また、資料の提出を求めることができる。

(交付申請)

第8条 前条の事前届出者のうち補助金交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期間内に東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が個人の場合は、申請書(様式第2-1)、法人の場合は、申請書(様式第2-2)及び役員等名簿(様式第2-3)を提出するものとする。

2 前項に規定する申請書には、東大阪市空き店舗活用事業補助金事業計画書(様式第3)及び別表第2に定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、申請者の交付申請にあたり、必要に応じて調査等を行い、また、資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー派遣の活用)

第9条 申請者は、市長が定める期間内において、別で定める東大阪市空き店舗活用促進支援アドバイザー派遣を活用しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請者より申請書の提出があったときは、申請書類及び別で定める東大阪市空き店舗活用促進事業アドバイザー派遣報告書により審査を行うとともに、申請者が第3条第2項各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)である場合を除き、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定を行い、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知する。また、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付不承認通知書(様式第5)により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第8条第1項から第3項に規定する申請の内容に変更が生じたときは、速やかに東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認申請書(様式第6)を市長に提出し、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認通知書(様式第7)にてその承認を受けなければならない。ただし、補助金申請時からの業種や業態変更等については認められないものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、東大阪市空き店舗活

用促進事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消す事ができる。

- （1） 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- （3） 暴力団等であることが判明したとき。
- （4） その他この要綱に定める条件に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（警察署長からの意見聴取）

第14条 市長は、補助金の交付を決定しようとする場合は、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（東大阪市補助金等交付規則の適用）

第15条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の規定を適用する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

中分類		小分類	
分類番号	名称	分類番号	名称
56	各種製品小売業	569	その他の各種商品小売業（従業員が常時50人未満のもの）
57	織物・衣服・身の回り品小売業	571	呉服・服地・寝具小売
		572	男子服小売業
		573	婦人・子供服小売業
		574	靴・履物小売業
		579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業	581	各種食料品小売業
		582	野菜・果実小売業
		583	食肉小売業
		584	鮮魚小売業
		585	酒小売業
		586	菓子・パン小売業
		589	その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く)
59	機械器具小売業	591	自動車小売業
		592	自転車小売業
		593	機械器具小売業
60	その他の小売業	601	家具・建具・畳小売業
		602	じゅう器小売業
		603	医療品・化粧品小売業
		604	農耕用品小売業
		605	燃料小売業
		606	書籍・文房具小売業
		607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
		608	写真機・時計・めがね小売業
		609	他に分類されない小売業
76	飲食店	761	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
		762	専門料理店
		763	そば・うどん店
		764	すし店
		765	酒場、ビヤホール
		766	バー（キャバレー、ナイトクラブは除く）
		767	喫茶店
		769	その他の飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	771	持ち帰り飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業	781	洗濯業
		782	理容業
		783	美容業
		789	その他の洗濯・理容・美容（浴場業を除く）
82	その他の教育、学習支援業	823	学習塾
		824	教養・技能教授業
83	医療業	835	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所

(注1) 上記中分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づくものである。

別表第2 (第8条第2項関係)
補助金交付申請に伴う添付書類

対象者	添付書類
<p>(1) 第3条第1項第1号に定める者</p>	<p>【申請者が個人の場合】</p> <p>① 申請者の住民票(写)</p> <p>② 申請者の市税の完納証明書(写) ※上記①および②の書類は、いずれも発行後3ヵ月以内のもの</p> <p>③ 当該店舗に係る賃貸借契約書(写)</p> <p>④ 金融機関の借入金返済予定表(写) ※第4条第1項第2号に該当する場合は経営相談報告書</p> <p>⑤ 当該店舗開設に係る改装費の領収書(写)</p> <p>⑥ 当該事業に係る許可書(写)</p> <p>⑦ 事業実施場所のわかるもの(現況写真や地図)</p> <p>⑧ その他市長が必要と認める書類</p> <p>【申請者が法人の場合】</p> <p>① 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書に限る)(写)</p> <p>② 法人の市税の完納証明書(写)</p> <p>③ 法人代表者の市税の完納証明書(写) ※上記①、②、③の書類は、いずれも発行後3ヵ月以内のもの</p> <p>④ 当該店舗に係る賃貸借契約書(写)</p> <p>⑤ 金融機関の借入金返済予定表(写) ※第4条第1項第2号に該当する場合は経営相談報告書</p> <p>⑥ 当該店舗開設に係る改装費の領収書(写)</p> <p>⑦ 当該事業に係る許可書(写)</p> <p>⑧ 事業実施場所のわかるもの(現況写真や地図)</p> <p>⑨ その他市長が必要と認める書類</p>
<p>(2) 第3条第1項第2号に定める者</p>	<p>① 申請者の住民票(写)</p> <p>② 申請者の市税の完納証明書(写) ※上記①および②の書類は、いずれも発行後3ヵ月以内のもの</p> <p>③ 当該店舗に係る賃貸借契約書(写)</p> <p>④ 金融機関の借入金返済予定表(写)</p> <p>⑤ 当該店舗開設に係る改装費の領収書(写)</p> <p>⑥ 開業届出書(写)</p> <p>⑦ 当該事業に係る許可書(写)</p> <p>⑧ 事業実施場所のわかるもの(現況写真や地図)</p> <p>⑨ その他市長が必要と認める書類</p>

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金事前届出書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(〒 -)

届出者 代表者住所
屋 号
ふりがな
代表者氏名 (印)
(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印を省略することができます。
生年月日 年 月 日
性 別
電話番号 - -
メールアドレス

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金の交付を受けたいので、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金第7条の規定により、事前の届出をします。

なお、届出者は暴力団等に該当しないことを誓約し、暴力団等であるか否かについて市長が警察署長へ情報照会を行う場合があること及び警察署長から情報提供を受けることを承諾します。

【開設予定の店舗情報】

業 種	
店舗開設時期	年 月頃
	<input type="checkbox"/> 予定地有り
	予定地住所：東大阪市
店舗開設予定地	※商店街等の定款もしくは会則に定める区域内に立地している空き店舗を活用した店舗の開設が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 予定地無し
営業時間(予定)	※補助金交付には週5日以上かつ1日6時間以上の営業が必要となります。

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金事前届出書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(〒 -)

届出者 本店所在地
法人名
ふりがな
代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)

※署名の場合、押印を省略することができます。

電話番号 - -

メールアドレス

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金の交付を受けたいので、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金第7条の規定により、事前の届出をします。

【開設予定の店舗情報】

業種	
店舗開設時期	年 月頃
店舗開設予定地	<input type="checkbox"/> 予定地有り 予定地住所：東大阪市 ※商店街等の定款もしくは会則に定める区域内に立地している空き店舗を活用した店舗の開設が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 予定地無し
営業時間(予定)	※補助金交付には週5日以上かつ1日6時間以上の営業が必要となります。

※様式第1-3の提出が必要です。

様式第1-3(第7条第1項関係)

役員等名簿

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(〒 ー)

届出者 本店所在地
法人名
ふりがな
代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印を省略することができます。

生年月日 年 月 日

性別

電話番号 ー ー

届出者が東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱第3条第2項に規定する排除対象者に該当しないことを確認するため、この名簿に記載した個人情報を所轄の警察署長に照会する場合があることについて同意します。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日

備考

- 1 届出日時点の役員等について記載してください。
- 2 この名簿には、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として登載されている者を記載してください。
- 3 書き切れない場合は、複数枚使用してください。
- 4 この名簿に記載されたすべての個人情報は、東大阪市個人情報保護条例（平成11年3月31日東大阪市条例第2号）の規定に基づいて取り扱うものとし、東大阪市暴力団排除条例第2条に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。東大阪市がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

※ 本市の「事務及び事業から暴力団を排除するための指針」に基づき、暴力団等であるかどうかについて、本様式を用いて警察署長へ照会を行う場合があります。

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(〒 -)

申請者 代表者住所

店舗所在地

屋 号

ふりがな

代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印を省略することができます。

生年月日 年 月 日

性 別

電話番号 - -

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

なお、申請者は暴力団等に該当しないことを誓約し、暴力団等であるか否かについて市長が警察署長へ情報照会を行う場合があること及び警察署長から情報提供を受けることを承諾します。

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(〒 —)

申請者 本店所在地

店舗所在地

法人名

ふりがな

代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)

※署名の場合、押印を省略することができます。

電話番号

— —

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

様式第2-3(第8条第1項関係)

役員等名簿

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(〒 -)

申請者 本店所在地
法人名
ふりがな
代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印を省略することができます。

生年月日 年 月 日

性別

電話番号 - -

申請者が東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱第3条第2項に規定する排除対象者に該当しないことを確認するため、この名簿に記載した個人情報を所轄の警察署長に照会する必要があることについて同意します。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日

備考

- 1 申請日時点の役員等について記載してください。
- 2 この名簿には、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として登載されている者を記載してください。
- 3 書き切れない場合は、複数枚使用してください。
- 4 この名簿に記載されたすべての個人情報は、東大阪市個人情報保護条例（平成11年3月31日東大阪市条例第2号）の規定に基づいて取り扱うものとし、東大阪市暴力団排除条例第2条に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。東大阪市がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

※ 本市の「事務及び事業から暴力団を排除するための指針」に基づき、暴力団等であるかどうかについて、本様式を用いて警察署長へ照会を行う場合があります。

様式第3（第8条第2項関係）

東大阪市空き店舗活用事業補助金事業計画書

1. 店舗の概要

店 舗 名	
店舗開設年月日	年 月 日 年 月 日（開業届出日） ※新規創業の場合、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出書（写し）の提出が必要となります。
店舗所在地	東大阪市 （ 商店街・商店会 区域内） ※商店街等の定款もしくは会則に定める区域内に立地している空き店舗を活用した店舗の開設が必要となります。
業 種	
営 業 時 間	※補助金交付には週5日以上かつ1日6時間以上の営業が必要となります。
アドバイザー派遣 相談内容等 〔 質問したい内容等を 記入してください 〕	

2. 開業・開設に係る収支

	費 目	金 額(円)	備 考
収入の部	自 己 資 金		
	金融機関借入		
	計		
支出の部	改 装 費		
	設備等購入費		
	計		

※本補助金は記載しないで下さい。

3. 店舗賃借の内容

所有者住所	
所有者氏名	
月額賃借料	
賃借条件	

※賃貸借契約書の写しの提出が必要です。

様式第4（第10条第1項関係）

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付決定通知書

東大阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長



年 月 日付けで申請のあった東大阪市空き店舗活用促進事業補助金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

- 1 交付金額 円
- 2 条 件 当該補助金は、申請のあった事業以外に使用しないこと。

様式第5（第10条第1項関係）

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付不承認通知書

東大阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長



年 月 日付けで申請のあった東大阪市空き店舗活用促進事業補助金は、次の理由により交付できないので通知します。

理 由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として（訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6（第11条第1項関係）

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住所・法人本店所在地
（〒 — ）

屋号・法人名

代表者氏名 ⑩

（代表者の署名又は記名押印）

※署名の場合、押印を省略することができます。

年 月 日付けで申請した東大阪市空き店舗活用促進事業補助金に係る事業について、次のとおりその内容を変更したいので申請します。

1 変更したい事項

2 変更の理由

様式第7（第11条第1項関係）

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認通知書

東大阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長



年 月 日付けで申請のあった東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認申請書については、次のとおり承認したので通知します。

承認内容

様式第8（第11条第2項関係）

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

届出者 住所・法人本店所在地
（〒 - ）

屋号・法人名

代表者氏名

⑩

（代表者の署名又は記名押印）

※署名の場合、押印を省略することができます。

年 月 日付で申請した東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書を取下げたいので届け出します。

取下げの理由

様式第9（第12条第1項関係）

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)東大阪市長

請求者 住所・法人本店所在地
(〒 -)

屋号・法人名

代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印を省略することができます。

年 月 日付け東大阪 第 号で交付決定を受けた東大阪市空き店舗活用促進事業補助金を請求します。

請求金額 金 円

上記の補助金は、下記金融機関の口座へ振込みして下さるよう依頼します。

記

金融機関	名称	支店名
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
(フリガナ)		
名義		